

初・再診料 ベースアップ評価料 診療所外来への影響、届出の有無で収入に相違

文責：長崎県保険医協会（電話095-825-3829）

今次診療報酬改定は、3月上旬に留意事項及び施設基準通知などが発出され、全貌が明らかになります。資料等は協会ホームページ（トップ）の特設サイト（右記のQRコード又は<https://x.gd/nrlsg>）をご利用ください。



◎これからどうなる“ベースアップ評価料（ベア評価料）”

2026年度診療報酬改定では、ベア評価料の大幅な増点が発表されました。通常の増点に加え、継続して賃上げを行う医療機関には更なる上積みも設定されています。27年度は、26年度の倍の点数となるため、ベア評価料を届出しているかどうかで大きな差が生じます。算定を検討するなら今が判断のタイミングです。

（※1）2024年改定以降から現時点までにおいて届出・算定している医療機関のほか、26年2月中に届出を行う医療機関も含む

（※2）26年6月実施の改定による新基準で届出を行う予定の医療機関（26年3月～4月に届け出る医療機関含む）

	届出の時期及び算定の有無	現行	26年6月～	27年6月～
初診時	賃上げ未実施医療機関		0点	
	継続賃上げの医療機関（※1）	10点	31点	52点
	26年度から賃上げの医療機関（※2）		21点	42点
再診時等	賃上げ未実施医療機関		0点	
	継続賃上げの医療機関（※1）	2点	6点	10点
	26年度から賃上げの医療機関（※2）		4点	8点
歯科訪問診療時 （同一建物居住者等以外）	賃上げ未実施医療機関		0点	
	継続賃上げの医療機関（※1）	41点	107点	173点
	26年度から賃上げの医療機関（※2）		66点	132点
歯科訪問診療時 （同一建物居住者）	賃上げ未実施医療機関		0点	
	継続賃上げの医療機関（※1）	10点	21点	32点
	26年度から賃上げの医療機関（※2）		11点	22点

【Point】

- ◎「24年度・25年度から継続賃上げの医療機関」「26年度から賃上げの医療機関」「賃上げ未実施医療機関」の3区分で、ベア評価料は異なり、収入にも差が生じる。
- ◎「24年度・25年度から継続賃上げの医療機関」に該当するには2月中の届出・3月からの算定が必須
- ◎ベア評価料は、原則として算定された金額のすべてを対象のスタッフに給与や手当として支給する必要がある。6月以降は全職員に対象が拡大される予定

◎動画「ベア評価料～2026年改定～届出るなら今か？」を作成

ベア評価料の改定の概要を動画で解説しています（点数編）。新旧点数をはじめ、来年6月の改定点数を説明しています。

届出様式を作成するための動画（「ベースアップ評価料（I）新規届出の手続き」）も作成していますのでぜひ活用ください（届出編）。協会HPのトップまたはQRコードからアクセスしてください。



点数編



届出編

◎長崎県医療機関等処遇改善・物価高騰緊急支援事業

「賃上げ支援事業」「物価支援事業」の2種類で国の事業を県が実施します（詳細は後日発出見込み）。問題は「賃上げ支援事業」の申請要件でベースアップ評価料の届出医療機関に限定されていること（但し、未届出であっても、6月時点で同評価料の届出を誓約する医療機関を含む）。

【基準額】（診療所）15万円 （有床診療所）許可病床数×7万2千円

【Point】

- ◎診療報酬におけるベア評価料の届出は任意ですが、賃上げ支援事業支援額を申請するためにはベア評価料の届出が必要です。